

# 宇和島市教育委員会会議録

平成27年4月定例会

平成27年4月24日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成 27 年 4 月定例会 会議録

1. 開会日時 平成 27 年 4 月 24 日（金）15 時 10 分～

2. 場 所 宇和島市立城北中学校 会議室

3. 委員の定数 5 名

4. 出席委員 委員長 高山 俊治 委 員 廣瀬 孝子 委 員 木下 充卓  
委 員 岡本 洋子 教育長 明神 崇彦

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課長	岡本 一平	生涯学習課長	寺尾 利弘
中央図書館長	毛利 功	人権啓発課長	山崎 崇
文化・スポーツ課長	松本 隆夫	伊達博物館長	本田 耕一
吉田教育係課長補佐	藤本 浩雄	三間教育係係長	末光 優子
津島教育係課長補佐	梶原 忠		
(事務局)			
教育総務課課長補佐	土居 弘		
教育総務課係長	田中 栄一	教育総務課主任	中井 公子

6. 付議事件

- 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市立公民館館長、副館長及び分館長の解任及び任命について
- 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市立簡野道明記念吉田町図書館協議会委員の任命について
- 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
- 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市立幼稚園授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 報告第 9号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市学校給食センター設置条例施行規則
- 報告第10号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市立城山郷土館管理運営規則の一部を改正する規則
- 報告第11号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市文化財保護審議会会議規則の一部を改正する規則
- 報告第12号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 報告第13号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令
- 報告第14号 専決処分した事件の報告について  
宇和島市中学校各種大会補助金交付要綱
- 報告第15号 専決処分した事件の報告について  
平成27年度宇和島市修学旅行バス料金補助金交付要綱
- 議案第24号 宇和島市立公民館館長の任命について
- 議案第25号 宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第26号 宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

## 7. 会議概要

### (1) 開会宣言（午後3時10分）

#### ◎委員長

ただ今から教育委員会4月定例会を開会いたします。

やっと天候の方も晴れ間が見えて春らしく三間の方ではレンゲも咲いて、ちょっと気分が良くなってきております。この調子で教育委員会も気分良く1年頑張っていきましょう。では今日はよろしくお願いたします。それでは教育総務課長お願いたします。

#### ○教育総務課長

それでは、第1回目ということもありますので、事務局職員が新たに変わっております。変わった職員が自己紹介をしたいと思います。まず、部長から。

— 4月人事異動に伴う教育部長他7名の新任者 自己紹介 —

#### ○教育総務課長

会議の冒頭に昨年度に引き続き教育委員会定例会につきましては、会議録を作成する必要上ICレコーダーを持ちこまさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。以後の議事については委員長の方にお願したいと思います。よろしくお願いたします。

### (2) 教育長報告

#### ◎委員長

それでは、教育長報告をお願いします。

#### ◎教育長

委員長、3月分の教育長報告をさせていただきたいと思います。1ページ2ページをご覧ください。3月1日宇和島南中等教育学校の卒業式がありまして、高山委員長も出席していただきました。本当は160名在籍があるはずなんですけれども、卒業式の時点では154名しか卒業しておりませんでした。

3月の2日、4日、11、12、13日、それから18、23日と3月の定例議会がございまして、3月は26年度の審議と27年度のことについての協議がありますので、回数が多いんですけども、それぞれ対応させていただいております。

3月5日伝統的建造物の保存地区、岩松なんですけれども、そこへ文化庁の調査官に来ていただきまして岩松の町並みを視察していただきました。その後市の職員に対しまして、伝建についての研修会でご指導をいただきました。また、同じく午後から社会教育委員会を実施しております。

6日最後の館長主事合同研修会をこの日にやっております。午後は校長研修会で、その後神奈川工科大学、毎年来ておるんですけども野球部の選手が宇和島に来ていただいて、野球場でまた様々な場所で練習をしていただいております。

7日環太平洋短期大学の卒業証書授与式がございまして、子供専攻学科や国際商務課など73名の卒業生を送り出しました。

9日国際ソロプチミスト宇和島から宇和島城の天守前の広場に大島石のテーブル2脚と椅子が10脚寄贈していただきまして、感謝状の贈呈式を行いました。残念雨でしたので現場には行きたかったんですけども行けませんでした。本庁で贈呈式を行いました。その日に定例教育委員会も開催しております。

10日臨時教育委員会を行いました。教職員の人事異動についての事前協議ということで、校長教頭先生方の異動について教育委員の皆さんにご審議をいただきました。

11日、12日県立高校の入学試験が行われました。

13日全国史跡整備市町村協議会宇和島大会実行委員会最後の委員会を行いました。昨年10月8日から10月10日まで全国の112市町村から延べ509名の方に参加していただきまして全史協の宇和島大会を行いました。この日会計報告等がございまして最後の実行委員会となりました。

16日宇和島市防災会議を行っております。そして夕方からはまゆう寮の退寮式、今年は残念1名しか3年生がいなかったのですが1名の退寮生のために卒業生のために盛大に関係者が集まって退寮式を行いました。

17日はそれぞれ教育委員の皆様方にもお願いしまして、中学校の卒業証書授与式に参加させていただきました。

18日県立高校の合格発表がございました。

22日宇和海中学校閉校記念式典、教育委員の皆さんにも参加をしていただきまして、約300名の地域の方々関係者の方々にも参加していただきまして盛大な閉校式典を行っております。

24日小学校の卒業証書授与式、教育委員会の皆さん方にもご迷惑をおかけいたしました。私は

番城小学校へ行かせていただきました。

27日城山の郷土館のリニューアルオープン式典がございまして、今まではここへ民具等を展示しておったんですけれども、今回ここへ宇和島の所縁の偉人とか賢人のパネル等を展示させていただいて、ぜひ子供たちにも宇和島の歴史、偉人賢人の勉強をしていただきたいとオープンさせていただきました。

29日皆さん方にも大変ご迷惑をかけましたが、宇和島伊達400年祭のオープニングイベントを盛大に開催することができました。

31日市教委で定年退職になられた方に出向解除辞令の交付をいたしました。その後市全体で退職辞令と感謝状の贈呈式が行われました。以上です。

### (3) 付議事件

#### ◎委員長

それでは議事に入りますが、報告第3号から5号は、人事案件のため、非公開で審議したいと思いますが、異議はありませんか。

#### ◎全委員

異議なし。

#### ◎委員長

異議がないようですので、非公開で審議します。

#### ◎委員長

報告第3号から5号を上程する。

#### 報告第3号

専決処分した事件の報告について

(宇和島市立公民館館長、副館長及び分館長の解任及び任命について)

#### 報告第4号

専決処分した事件の報告について

(宇和島市立公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について)

#### 報告第5号

専決処分した事件の報告について

(宇和島市立簡野道明記念吉田町図書館協議会委員の任命について)

#### ◎委員長

説明を求める。

#### ○生涯学習課長

宇和島市立公民館館長、副館長及び分館長を解任、任命する報告事件を説明する。

宇和島市立公民館運営審議会委員を解職、委嘱する報告事件を説明する。

宇和島市立簡野道明記念吉田町図書館協議会委員を任命する報告事件を説明する。

#### ◎委員長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎委員長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎委員長

非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

それでは報告第 6 号について事務局に説明を求めます。

○教育総務課長

報告第 6 号から報告第 9 号までが、今回 4 月の先ほど教育推進大会の全体会で教育長からご説明のありましたとおり、機構改革及び幼稚園部門の事務が福祉課に移管されましたので、それに関する項目ではありますが、一つずつ説明をさせていただきたいと思います。報告及び専決については、条文は今までと一緒ですので、専決の内容のみ説明させていただいたらいきたいと思います。

専決第 6 号宇和島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則、これは新たに制定した規則でございます。34 ページをお開き願います。

第 1 条に趣旨を書いております。この規則は、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、宇和島市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに必要な事項を定めるものとする。ということで、幼稚園に関する部門を保健福祉部福祉課の子育て支援係に移管するために新たに新設した規則であります。

移管した事務の内容が第 2 条に示したとおりでございます。第 2 条の第 1 号から 17 号につきましては、今まで教育委員会の事務分掌にあったものをそのまま保健福祉部に補助執行させる内容となっております。

続いて第 3 条で権限の決裁規定について定めております。資料は報告第 6 号の別紙差替え分がお手元にあるかと思しますので、そちらをご覧くださいと思います。最後のページに補助執行に対する個別決裁事項ということで別表で定めております。別表の第 1 号から 11 号に関して、軽微なものについては課長決裁ということで、この課長は保健福祉部の福祉課長を指しております。部長は保健福祉部長を指しております。幼稚園部門について、重要な施策に関するものについては今までどおり教育長に決裁権があるということで、教育総務課長及び教育部長に合議があるものが、1 号 6 号 7 号 8 号に関わる幼稚園の統廃合と教職員の人事の内申等については教育長決裁という形になっております。

すみません。1 ページ戻っていただいて、新たに追加した第 3 条第 2 項に補助執行させる事務のうち特に重要であると認められるものについては、事前に教育長と協議を行わなければならない。という条文を追加いたしました。これに関しては、今後も幼稚園の事務については教育長に決裁権がありますので、必要に応じて教育長の判断において教育委員会に諮るべきものは今後も諮っていった上で福祉課へ補助執行させるという形のものでございます。専決第 6 号についての報告は以上です。引き続き 7 号の説明をしてよろしいでしょうか。

## ◎委員長

はい、かまいません。

## ○教育総務課長

報告第7号並びに専決第7号の条文については割愛させていただきます。専決第7号宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則ということで、これは新旧対照表の方が分かりやすいので42ページをお開きください。

宇和島市教育委員会の事務局組織が4月1日より変わりました。第1条に変わった点が示してあります。まず第1点が教育総務課内にありました学校給食センターの給食管理係及び給食業務係が一番下段にありますが、学校給食センターという形で一つの課となり給食管理係及び給食業務係を課として独立し以前課としてあった元の形に戻したものでございます。引き続きまして生涯学習課のスポーツ振興係を、文化課を文化・スポーツ課に課名を改めて移管し、文化係を文化振興係に改め文化財保護係とスポーツ振興係と博物館係の4係となるものでございます。

続きまして第2条に各課の事務分掌の改正を示しております。現行と改正後を照らしながら見ていただけたらと思います。今回の改正にあたりまして教育委員会制度の改定も含めて事務分掌を見直した点も一部ございますのであわせて説明をさせていただきます。まず教育総務課の総務係につきましては6号7号に追加で事務分掌を加えております。教育長、教育委員の研修に関する事とという今まで無かったものを新たに追加しております。第7号には教育長の秘書事務に関する事、という業務を追加しております。新制度において教育委員長と教育長が合わさった新教育長となった場合、教育長は特別職となり市長、副市長と同等の秘書事務というものが発生しますので教育総務課の総務係が秘書業務を行うということで、明文化したものでございます。引き続きまして次のページの43ページ10号11号12号が新たに新制度に移るために必要となるものを追加したものでございます。まず宇和島市教育振興基本計画に関する事について、及び教育に関する事務の管理執行の状況、点検、評価に関する事、並びに総合教育会議の連絡調整に関する事とということで、総合教育会議はあくまでも首長が市長部局が招集をかけて開催するものでございますので、総務係としては連絡調整ということで留めております。その後18号については、日本スポーツ振興センター災害共済に関する部分につきましては、今までは幼稚園も含んでおりましたので、ここは幼稚園の部分については先ほどの補助執行の方で移管しましたので、学校に係るというところで学校の部分だけという形の表現に訂正をしております。さらに学校教育課と教育総務課で学校環境衛生に関する事務分掌のすり合わせをいたしまして、一部学校教育課に移管したものがございます。教育総務課に残った学校衛生に関する部分については19号にあります、学校の各種環境衛生検査、飲料水検査及びプール水検査に関する事、という部分が教育総務課に残ったものでございます。続いて21号学校の設置・変更及び廃止、今までは廃止という文言が無かったのですが、今後統廃合をして廃校にしていくことがありますので廃止という文言を加えたものでございます。そして23号24号については、文言の訂正でございます。次に25号、今までに無かった部分で追加した部分として25号校具、教具、学校用パソコン機器ということで、これも学校教育課と事務すり合わせをした中で、教育総務課につきましては、ハード部門につい

て教育総務課が整備をするということと、ソフトウェアの運用等については後で説明しますが学校教育課の事務分掌とさせていただいたものによるということで、ここにあって学校用パソコン機器という文言を加えたものでございます。引き続き27号寄宿舎の施設管理に関するということと条文があります。寄宿舎に関しては昨年度までは、はまゆう寮につきましても、教育総務課直営で運営管理をしておりましたが今年度から舎監の先生が城南中学校、県立南中等の先生両方から入っていただくということとございますので、教育総務課としては施設管理のみを担当するという事になったものでございます。29号以下につきましても、給食管理係、給食業務係は、先ほど言いましたように、課に学校給食センターが昇格しましたので一番最後に移しておりますので後で説明させていただきます。

続いて支所の教育係について変わった点は、第10号体育指導委員という文言が現在スポーツ推進委員に変わっているということについての改正であります。教育係については以上です。

続いて第3条学校教育課に関する部門についてなんですが、先ほど言いました管理係については他課の所管に属するものを除くというのは、より明確にするために加えたものでございますので、内容としては変わっておりません。幼稚園の統計及び調査に関することに関しては、先ほど幼稚園部門が福祉課に補助執行した関係上幼稚園の福祉課に属さない調査統計に関するものは学校教育課の管理係に一部残るものということで、他課に属さないという表現を加えたものであります。続いて指導係につきましても、第7号に先ほど言いましたとおりパソコン関係についてのソフトウェア部門及びネットワークの運用部門については、学校教育課の指導係が担当するという事と条文を追加したものであります。一つ飛ばしまして第9号学校保健に関して、学校教育課とすり合わせをした関係で教育総務課にあった学校医及び学校薬剤師に関することについては、学校教育課に事務移管をしたものでございます。さらに飛ばしまして18号寄宿舎の運営に関する事ということと、先ほども言いましたが、はまゆう寮及び白鷺寮は学校管理の寄宿舎という本来の寄宿舎の形に戻しましたので、学校の舎監の先生の指導という立場で学校教育課の指導係に運営という形で事務分掌を加えたものでございます。

続いて第4条生涯学習課については、スポーツ振興係が文化・スポーツ課に移管したもので、その条文がそのまま文化・スポーツ課に移動するものでございます。

第5条課名が文化・スポーツ課に変わり、まず文化係の係名が文化振興係に変わり第4号の部分については文化振興施設の管理運営に関する事ということと、もともと文化財保護係にあった歴史資料館の管理運営に関する事というものを、文化振興係に一元化するという事と第7号に集約したものでございます。先ほど言いましたがスポーツ振興係が文化財保護係の下のそのままの形で移動したものでございます。博物館係については変わっておりません。

第6条人権啓発課については変わっておりません。

第7条学校給食センターについては、昨年度までの教育総務課にあった事務分掌をそのまま移動したものでございます。

報告第7号の宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の説明は以上でございます。引き続き報告8号の説明をしてよろしいでしょうか。



◎委員長

はい、かまいません。

○教育総務課長

引き続きまして、報告 8 号並びに専決 8 号宇和島市幼稚園授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。これも別紙がございます。報告第 8 号の追加資料という 1 枚の別紙資料をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

宇和島市立幼稚園の授業料に関しては、2 月の定例会にお諮りをし 3 月の市議会で可決されました宇和島市学校設置条例第 6 条によって、先ほどの追加資料にありますように、別表第 4 によって第 1 階層から第 5 階層までの区分で幼稚園授業料の定めをしたところでございます。第 7 条に市長が特別な理由があると認めるときは規則で定めるところにより授業料を減免することができるという第 7 条を受けて減免規則があるものでございます。

これも新旧対照表で説明をしたいと思えます。56 ページをご覧ください。左側が現行規則、右側が改正後の規則でございます。まず現行の規則の第 2 条で生活保護世帯と市町村民税の非課税世帯についての減免措置がございましたが、条例で既に生活保護世帯及び非課税世帯につきましては、生活保護は授業料は 0 円ということで減免する余地がございません。第 2 階層の市町村民税の非課税世帯につきましても、既に 5,700 円の授業料のところを 3,000 円という形で減免しておりますので、この部分については条文そのものが無くなりました。その代わりに減免措置として新たに加えられたものが第 2 条として第 1 号から第 5 号までございます。

第 1 号小学校 3 年生を上限に兄・姉を有している世帯で別表に該当する世帯ということで、別表をご覧くださいと思います。これは多子世帯に対する減免措置ということで、小学校 3 年生から幼稚園の年長・年中・年少までの 6 年間で多子の方が子育てをしている間に負担が非常に重いだろろうということで、減免をするものでございます。これも階層別にあるんですが基本的には小学校 3 年生から幼稚園年少までの 6 年間に一番上の子が第 1 子で第 2 子に該当する子が幼稚園にいる間はいずれの階層も半額、第 3 子の子が続けて幼稚園に通園している場合は第 3 子の子は全額減免という措置をするものでございます。

続いて新たに加わったものが母子又は父子世帯の減免措置でございます。別表を見ていただきたいと思います。第 1 階層はそもそも授業料が 0 円ですので減免がありません。第 2 階層についてなんですが、母子父子世帯及び在宅障害児のいる世帯につきましては、第 1 子 2 子に関わらず全額減免ということになっております。第 3 階層につきましては、5,700 円の授業料について 1,000 円減免という形になっております。第 4 第 5 階層につきましては、母子父子、在宅障害児のいる世帯でもある程度収入がある方については減免措置がございません。減免規則については、この 3 つと後さらに第 2 条に戻っていただいて、園児が疾病等により月の全てを欠席したとき並びに第 5 号に特別な事情があると認めるときに減免があるというものが加わったものでございます。

以上減免規則についての説明を終わらせていただきます。続いて第 9 号の説明をしてよろしいでしょうか。

◎委員長

はい、かまいません。

○教育総務課長

報告第9号並びに専決第9号宇和島市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則ということで、これも機構改革による改正でございます。新旧対照表を見ていただいた方が分かりやすいので、63、64ページを開けてください。左側が現行、右側が改正後となっております。

宇和島市学校給食センター設置条例施行規則自体に先ほどの事務分掌がそのまま宇和島市教育委員会事務局組織規則と同じ条文が記載されておりましたので、改正するたびに両方を改正する必要がありますので、4条のように改正するものでございます。第4条給食センターの業務は、宇和島市教育委員会事務局組織規則に定めるところによる。ということで事務局組織規則が変われば第4条の内容も変わるという形の規則に変更したものでございます。

以上報告6号から9号までの説明は以上でございます。よろしくご審議ください

◎委員長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎委員長

異議なしのため、報告第6号から9号は報告のとおり承認します。

それでは報告第10号について事務局に説明を求めます。

○文化・スポーツ課長

それでは報告第10号から11号を一括で報告させていただきます。委員長よろしいでしょうか。

◎委員長

はい、よろしいです。

○文化・スポーツ課長

それではまず報告第10号専決処分した事件の報告について、宇和島市教育委員会事務委任規則（教委規則第5号）第2条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。専決第10号宇和島市立城山郷土館管理運営規則の一部を改正する規則、宇和島市教育委員会事務委任規則（教委規則第5号）第2条第1項の規定によって、次のとおり専決処分する。平成27年4月1日専決ということで、次のページ67ページ宇和島市立城山郷土館管理運営規則の一部を改正する規則、宇和島市立城山郷土館管理運営規則（平成17年教委規則第28号）の一部を次のように改正する。第2条第1項中文化課を郷土館担当課に改め、同条第2項中文化課長を郷土館担当課長に改める。附則この規則は、平成27年4月1日から施行する。以上のように68ページこれは現行から改正後ということで、赤字のところをお目通しいただいたらと思います。以上です。

それでは続きまして69ページ報告第11号専決処分した事件の報告について、宇和島市教育委員会事務委任規則（教委規則第5号）第2条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。専決第11号宇和島市文化財保護審議会会議規則

の一部を改正する規則、次のページの専決第 11 号宇和島市文化財保護審議会会議規則の一部を改正する規則、宇和島市教育委員会事務委任規則（教委規則第 5 号）第 2 条第 1 項の規定によって、次のとおり専決処分する。平成 27 年 4 月 1 日専決、次のページをお開きください。宇和島市文化財保護審議会会議規則の一部を改正する規則、宇和島市文化財保護審議会会議規則（平成 17 年教委規則第 38 号）の一部を次のように改正する。第 11 条中文化課を文化財保護担当課に改める。この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。72 ページの現行から改正後の新旧対照表をご確認ください。以上です。

◎委員長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎委員長

異議なしのため、報告第 10 号 11 号は報告のとおり承認します。

それでは報告第 12 号について事務局に説明を求めます。

○教育総務課長

委員長、報告第 12 号専決処分した事件の報告について、宇和島市教育委員会事務委任規則（教委規則第 5 号）第 2 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。専決第 12 号宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令、宇和島市教育委員会事務委任規則（教委規則第 5 号）第 2 条第 1 項の規定によって、次のとおり専決処分する。

専決処分した内容については、同じく新旧対照表で説明をさせていただきます。79 ページをお開きください。先ほど事務分掌について、一部移し替え及び教育総務課から学校教育課へ移管したもの、後生涯学習課から文化・スポーツ課に移管したもの、給食センターを独立したものの事務分掌に相当するように決裁区分の表を改めたものでございます。左が現行、右が改正後となっております。いずれの決裁区分についても、先ほど説明したとおりの部分が赤字で改正されている部分で、教育長決裁に該当するものがほとんどでございます。第 6 号教育長、教育委員の研修、第 7 号教育長の秘書事務、飛ばしまして第 10 号宇和島市教育振興基本計画の策定、改定、11 号教育に関する事務の管理執行の状況、点検、評価、第 12 号総合教育会議の連絡調整、いずれも教育長決裁です。続きまして、学校環境衛生事務につきましては、環境衛生検査、飲料水の検査、プール水の検査については教育総務課に残ったものは課長決裁となっております。続いて寄宿舎の施設管理についても課長決裁となっております。学校給食センター分については、一番最後のところに移動をしております。

学校教育課に関するところについては、先ほど言いました学校安全・保健・学校環境衛生つきまして第 9 号学校医及び学校薬剤師事務について、第 10 号に課長決裁として教育総務課から移動したものでございます。

3の生涯学習課につきましての現行の12号から15号のスポーツ振興に関しては、文化・スポーツに移動したものでございます。

4の文化・スポーツ課については、4号の文化振興施設の管理運営は削除しまして、17号から20号につきましては先ほどの生涯学習課にありましたスポーツ振興系の決裁区分どおりに移動したものでございます。

6学校給食センターに関する事項につきましては、教育総務課にあった所長決裁をそのまま移動したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議ください。

◎委員長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎委員長

異議なしのため、報告第12号は報告のとおり承認します。

それでは報告第13号について事務局に説明を求めます。

○学校教育課長

報告第13号から15号まで学校教育課分として一括してよろしいでしょうか。

◎委員長

はい、よろしいです。

○学校教育課長

報告第13号専決処分した事件の報告について、専決第13号宇和島市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令、宇和海中学校に設置しておりました宇和海共同事務室が宇和海中学校の廃校に伴って同時に行き場所が無くなりました。宇和海共同事務室が所管していた3つの小学校、結出小学校、蔣淵小学校、遊子小学校この3校の行先を明確に折り込んだものです。城東共同事務室、明倫小学校内にある城東共同事務室の方が所管する形になっております。

なお、これまで島しょ部、戸島、日振島、嘉島については、これまでどおり城南共同事務室が所管する形になっています。

続きまして88ページ報告第14号専決第14号宇和島市中学校各種大会補助金交付要綱についてです。これにつきましては、これまでも要綱があったのですが、一部不明確な部分がありました。というのが92ページ別表第4条関係をご覧ください。特に宿泊費に関してです。それを明確にした要綱となっております。

それと続きまして、103ページをご覧ください。報告第15号専決第15号宇和島市修学旅行バス料金補助金交付要綱これにつきましては、もう委員さんもお存知のように愛媛県が今年度修学旅行のバス代が値上げになるということに対応して、その半額を県と市町の自治体が負担するということに関しての補助金交付要綱です。これは1年限りの補助金の制度なんですけれども、補助金を活用させていただくということに対して1年限りであっても要綱を作っておくのが正しい道

であろうということで、作成をさせていただいております。以上3つの報告についてご審議をお願いいたします。

◎委員長

修学旅行のバス補助は27年度だけ補助が出て、28年度からはどうなのか。

○学校教育課長

無くなります。県はもう1年限りの対応という形にしております。というのがそもそも佐礼谷の小学校長が報道機関に対してのインタビューで、これまで保護者が何年かけて修学旅行の費用を積み立てしています。ただし一連の高速バスとか夜間バスの事故によって国土交通省の方がバスの運行規定を大きく変えました。それによって運転者の座席に座っている運転席に座っている時間、そして走行距離、それによって値段が大幅に変わってくるということで、今まで積み立てていたお金では足りなくなると、大変保護者は困っているということの記事を見て知事がどうにかしないといけないということで、今まで積み立てていたのが急に追加を出さないといけないということの措置で1年限り、ですから今の5年生については、まだ1年あるではないかと、少しずつそれを12分割して貯めれば対応できるではないかということです。

宇和島市でも、もう既に今日から正確には昨日からなんですが、吉田連合が修学旅行に出発しております。宇和島市の小中学校第1号です。ただし宇和島市の場合は、かなり学校が業者と検討をしましてコース等の精選を行って補助が付くんですけども、そうたいした額、上乘せにはなっておりません。中には、ぐっぐっと精選に精選を重ねてこれまでより安くなった学校があります。その学校はもう補助金は要りませんというようなところもあります。

ですから宇和島市の場合はある程度精選すればできましたので、もうこれ以上継続する必要は無い。ただし、小さい学校、30人にも満たない学校1クラスだけが単独で行く場合は、大幅に上がります。ですからそのあたりは今後学校で検討してもらわないと、保護者の負担は大きくなるかなと、ただし保護者がもうかまわんよと、それよりかは、ゆっくりと自分とこの子供と職員だけで旅行を満喫する方がいいと、それの方が勉強になりやすい、落ち着いて参加できるという学校については、学校というか保護者の方々の意向をまず優先させないといけないのかなというふうに考えております。以上です。

◎委員長

報告第13号から15号で、ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎委員長

異議なしのため、報告第13号から15号は報告のとおり承認します。

それでは議案第24号から26号は、人事案件のため、非公開で審議したいと思いますが、異議はありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎委員長

異議がないようですので、非公開で審議します。

◎委員長

議案第 24 号を上程する。

議案第 24 号

宇和島市立公民館館長の任命について

◎委員長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館館長を任命する原案を説明する。

◎委員長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎委員長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎委員長

議案第 25 号を上程する。

議案第 25 号

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

◎委員長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員を解嘱、委嘱する原案を説明する。

◎委員長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎委員長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎委員長

議案第 26 号を上程する。

議案第 26 号

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎委員長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員を解嘱、委嘱する原案を説明する。

◎委員長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎委員長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎委員長

非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

(4)その他

◎委員長

それではその他でご意見などありますか。なんでもかまいません。

◎委員長

無いようであれば、それでは来月の日程について。

— 協議の上、教育委員会 5 月定例会を 5 月 15 日に開催することを決定する。 —

(5)閉会宣言（午後 4 時 25 分）

◎委員長

それでは以上をもちまして、教育委員会 4 月定例会を閉会します。